

府（県）費負担教職員制度権限移譲に伴う経費への財政措置について

《最重点要望項目》

【提案・要望先】 総務省・文部科学省

～提案・要望事項～

- 権限移譲に伴い政令指定都市が負担増となる経費に対し、関係省庁が早急に協議のうえ、準備に係る経費も含めた所要額について適切な財政措置を早急に講じること。

【現状と課題】

- 平成25年11月14日に、政令指定都市所在道府県と政令指定都市の間で、府（県）費負担教職員の給与負担事務が道府県から政令指定都市に移譲されることに対する財政措置として、国が地方財政措置を検討し、適切に講ずることを前提として、道府県から政令指定都市に個人住民税所得割の2%の税源移譲が行われることで合意した。
- 平成26年5月28日に、府（県）費負担教職員制度の権限移譲を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第4次一括法）が、第186回通常国会において可決し、成立した。
- 道府県から政令指定都市に個人住民税所得割2%の税源移譲が行われることになったが、交付税等の必要な財政措置については、明確に示されていない。
- 権限移譲に伴う準備を進めていく中で、人事給与システム等の構築をはじめとした多大な準備経費が必要となるにもかかわらず、現時点では、これらの経費に対する財政措置が何ら示されていない。

【本市での取組内容】

- 権限移譲に向けた事前準備
 - ・大阪府、大阪市、堺市の3教育委員会による協議を継続（平成26年4月～）
 - ・教職員定数及び学級編制のあり方についての検討を継続（平成26年4月～）
 - ・人事評価の制度設計を継続（平成26年12月～）
 - ・給与、勤務条件等についての教職員団体との交渉を実施（平成27年4月～）
 - ・人事給与システム等の構築を実施（平成27年5月～）

■権限移譲後の所要見込額及び財源（税源移譲額等）見込額

経費内訳	所要見込額	左記経費に対する税源移譲額等
給与等 (義務教育費国庫負担金対象)	約272.4億円	義務教育費国庫負担金 約90.8億円 個人住民税所得割(2%) 約132.4億円
退職手当	約63.7億円	
共済費等	約67.9億円	
事務費 〔給与システム開発費 及び運営費等〕	約4.9億円	
合計	約408.9億円	約223.2億円

*上記所要見込額については、平成23年度の府費負担教職員に係る給与費等決算額をベースに、大阪府教育委員会において、堺市分として概算で算出した所要見込額である。

現状の試算では、所要見込額と税源移譲額等との間に**約186億円**もの差が生じることとなる

平成29年度の権限移譲に向け、政令指定都市の財政運営に影響を及ぼさないよう所要額について交付税等の適切な財政措置が必要！

【本件に関する連絡先】

財政局 財政課長 竹下 泰夫 (TEL:072-228-7471)
教育委員会事務局 教職員企画課長 田中 庸裕 (TEL:072-228-0238)